

破綻金融機関の旧経営陣に対する責任追及の状況
(金融再生法施行(平成10年10月23日)以降破綻処理を行った金融機関)

【民事責任追及】

(銀行)

○日本長期信用銀行	4件 (H11. 12. 16)
○国民銀行	4件 (H11. 12. 22)
○幸福銀行	2件 (H12. 2. 8)
○国民銀行	1件 (H12. 7. 10)
○なみはや銀行	5件 (H12. 8. 4)
○東京相和銀行	1件 (H12. 12. 5)
○新潟中央銀行	2件 (H13. 3. 13)
○日本債券信用銀行	2件 (H13. 9. 26) ※
○新潟中央銀行	1件 (H13. 12. 5) ※
○日本長期信用銀行	1件 (H14. 3. 7) ※

(信用金庫)

○日南信用金庫	2件 (H13. 3. 16)
○玉野信用金庫	1件 (H13. 6. 4) ※
○小川信用金庫	3件 (H14. 2. 18) ※
○南京都信用金庫	1件 (H14. 3. 6) ※

(信用組合)

○三重県信用組合	2件 (H12. 2. 7)
○三重県信用組合	1件 (H12. 2. 16)
○共同信用組合	1件 (H12. 8. 10) ※
○千歳信用組合	1件 (H12. 8. 10) ※
○信用組合高知商銀	3件 (H12. 12. 18)
○足立総合信用組合	1件 (H13. 2. 2) ※
○紀北信用組合	1件 (H13. 3. 7) ※
○信用組合福岡商銀	4件 (H13. 3. 9)
○朝銀島根信用組合	1件 (H13. 3. 29)
○振興信用組合	1件 (H13. 4. 25)
○信用組合三重商銀	1件 (H13. 6. 14)
○朝銀大阪信用組合	1件 (H13. 8. 23) ※
○朝銀福井信用組合	1件 (H13. 8. 30)
○長崎第一信用組合	2件 (H13. 9. 13)
○朝銀宮城信用組合	2件 (H13. 9. 14)
○朝銀島根信用組合	1件 (H13. 9. 27)

○朝銀長野信用組合	1 件 (H13. 10. 4)
○朝銀愛知信用組合	3 件 (H13. 10. 17)
○朝銀新潟信用組合	2 件 (H13. 11. 2)
○朝銀山口信用組合	1 件 (H13. 11. 19)
○朝銀福岡信用組合	1 件 (H13. 11. 19)
○朝銀近畿信用組合	1 件 (H13. 11. 20)
○総武信用組合	1 件 (H13. 11. 21) ※
○朝銀千葉信用組合	1 件 (H13. 12. 3)
○北兵庫信用組合	1 件 (H14. 1. 10) ※
○東京都教育信用組合	1 件 (H14. 2. 5) ※
○東京商銀信用組合	1 件 (H14. 3. 4)
○新潟商銀信用組合	1 件 (H14. 3. 8)
○朝銀関東信用組合	1 件 (H14. 3. 25)
○朝銀長野信用組合	2 件 (H14. 4. 3)
○信用組合関西興銀	3 件 (H14. 6. 12)

【刑事責任追及】

(銀行)

○日本長期信用銀行	1 件 (H11. 6. 4)
○日本債券信用銀行	1 件 (H11. 7. 23)
○幸福銀行	1 件 (H11. 9. 14)
○幸福銀行	1 件 (H11. 10. 5)
○幸福銀行	1 件 (H11. 11. 2)
○国民銀行	1 件 (H11. 11. 29)
○東京相和銀行	1 件 (H12. 5. 10)
○新潟中央銀行	1 件 (H13. 2. 7)
○新潟中央銀行	1 件 (H13. 4. 10)

(信用金庫)

○日南信用金庫	1 件 (H13. 1. 23)
○日南信用金庫	1 件 (H13. 2. 21)

(信用組合)

○信用組合高知商銀	1 件 (H11. 7. 26) ※
○信用組合高知商銀	2 件 (H11. 8. 19) ※
○三重県信用組合	1 件 (H12. 1. 14)
○信用組合三重商銀	1 件 (H13. 2. 15)
○信用組合三重商銀	1 件 (H13. 3. 30)

○北兵庫信用組合	1 件 (H13. 4. 20) ※
○北兵庫信用組合	1 件 (H13. 6. 1) ※
○朝銀近畿信用組合	1 件 (H13. 9. 25)
○東京商銀信用組合	1 件 (H13. 10. 4)
○東京商銀信用組合	1 件 (H13. 10. 24)
○朝銀東京信用組合	1 件 (H13. 11. 8)
○東京商銀信用組合	1 件 (H13. 11. 13)
○朝銀近畿信用組合	1 件 (H13. 11. 14)
○朝銀東京信用組合	1 件 (H13. 11. 28)
○朝銀近畿信用組合	1 件 (H13. 12. 5)
○信用組合関西興銀	1 件 (H14. 1. 24)
○信用組合関西興銀	1 件 (H14. 2. 15)

(注1) 件数は民事提訴、刑事告訴・告発を行った事案の件数。

(注2) () は民事責任追及の場合は提訴日、刑事責任追及の場合は告訴・告発日。

(注3) ※は預金保険機構又は整理回収機構により提訴等がなされたもの。但し、預金保険機構が金融整理管財人として行ったものを除く。